

2017年度

岩手県立大学

社会福祉士

実習指導者講習会開催要項



主 催
公立大学法人 岩手県立大学

協 賛
一般社団法人 岩手県社会福祉士会

研修目的

2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが行われました。その中で福祉現場における実習指導者の要件の一つとして「実習指導者を養成するための講習会の受講」が定められたことを受け、社会福祉士養成に係る実習教育の更なる充実をはかることを目的に、社会福祉士実習指導者講習会を実施いたします。

研修プログラム

1日目		
時間	内容	形態
9:45~10:00	オリエンテーション/開講式	
10:00~12:00	実習指導概論	講義 2時間
12:00~12:45	昼食・休憩	
12:45~14:45	実習マネジメント論	講義 2時間
14:45~15:00	休憩	
15:00~18:00	実習プログラミング論	講義 3時間
2日目		
9:00~11:00	実習スーパービジョン論	講義 2時間
11:00~17:00	実習スーパービジョン論 ※ グループにわかれての演習を予定しています。 ※ 途中、昼食・休憩が入ります。	演習 5時間
17:00~17:15	閉講式	

日時、会場、定員、申込受付期間、お問い合わせ先等

日 時

2017年8月19日(土) 9時45分~18時

2017年8月20日(日) 9時~17時15分 の2日間

会 場

岩手県立大学 共通講義棟

定 員

60名

申込受付期間

2017年5月1日(月)~5月31日(水) 必着

お問い合わせ先

岩手県立大学社会福祉学部実習教育開発室(岩淵・山崎)

住所: 〒020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52

Tel: 019-694-2432 Fax: 019-694-2433

申込方法等

受講対象者

原則として、社会福祉士の実習を受け入れている、あるいは今後受入れを予定している施設・機関に勤務する社会福祉士資格を持つ職員が受講対象者となります。

受 講 料

10,000円(テキスト代除く)

申 込 方 法

(ア) 「2017年度岩手県立大学社会福祉士実習指導者講習会受講申込書」に、記入漏れや間違いのないよう必要事項をご記入の上、郵便またはFAXでお申し込みください。なお、FAXの場合は、着信確認の連絡をお願いいたします。番号のおかけ間違いのないようご注意ください。

(イ) 受講資格確認のため、「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。

受 講 決 定

(ア) 受講に際しては、「岩手県立大学社会福祉士実習指導者講習会運営委員会」で審議の上、受講者を内定します。

(イ) 受講が内定した皆様には、あらかじめ受講料振込方法等詳細についてお知らせします。なお、受講不可の場合についてもお知らせします。

(ウ) 受講料は事前振込みです。受講料の振込みをもって正式に受講が決定します。

受講のキャンセル

(ア) 納付された受講料は返還いたしません。

(イ) 一部だけ受講しても、次回以降の講習会受講において、同様の受講内容は免除されません。

研修テキストと事前課題

- (ア) 『社会福祉士 実習指導者テキスト 第2版』 (中央法規出版 2014年 定価 2,400円(税抜))を研修テキストとして位置づけています。研修受講時に必要ですので、事前購入、事前通読してください。
- (イ) 『社会福祉士 実習指導者テキスト 第2版』に基づいた、事前課題を提出いただく予定です。課題内容は受講内定時にお知らせいたします。

修了の認定

本研修は実習指導者となるための認定研修となりますので、全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了認定となりません。

研修修了者には、認定会議を経て、後日修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。

その他

- 昼食・宿泊先は各自で確保願います。なお、売店・食堂の営業は下記の通りです。(日曜日は営業しておりません。)また、大学から徒歩10分程度のところにコンビニエンスストアがあります。

<大学生協(売店・食堂)の営業時間>

	土曜日	日曜日
売店	10:00~14:00	定休日
食堂	夏季休業	

- 受講にあたって配慮が必要な方(車椅子を利用等)に個別対応を行う場合があります。配慮が必要な方は、準備の都合上、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申し込みください。

参考

<実習指導者の要件について〔科目省令第4条第7号〕>

実習施設等における相談援助実習を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

経過措置〔科目省令 附則第5条〕

(ア) 第4条第7号の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

(イ) 第4条第7号の規定にかかわらず当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第4条第7号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

※なお、上記(ア)の経過措置は満了しました。よって、経過措置の(イ)以外は、実習指導者講習会の受講が必須となります。